

# 牟田事務所 許認可通信

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

## ★建設業★

### 一大事！インボイス制度で仕事はどう変わる？

2023年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。現在、課税事業者が納付する消費税は「売上の消費税」から「仕入や経費の消費税」を差し引いて計算していますが、インボイス制度が始まると免税事業者からは仕入税額控除（仕入や経費の消費税）をすることができなくなります。



## ★ポイント★

- ① 課税事業者は税務署に申請することで適格請求書発行事業者となり、付番された**登録番号を請求書に記載**することで仕入税額控除の対象となる「適格請求書」を出せます。
- ② 免税事業者（売上1000万円以下、営業開始から2年以内）も、**届出により課税事業者になることで適格請求書発行事業者**となれます。

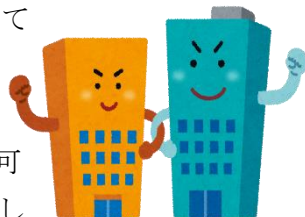
### 労働時間適正化の推進！

2024年4月から建設業界も労働時間の上限規制が適用され、残業時間が月45時間以内、年360時間以内（違反すると罰則有です…）となります。ある事業者様では週休2日を月3回取得することを目標に労働生産性の向上に努めていらっしゃいます。規制開始までは3年！有休も年5日取得は既に義務化されていますし3年間はあっという間です。何も手を付けていない方は、是非今年からスタートしてみてもいかがでしょうか。



### 建設業許可も譲渡、譲受け、合併、分割、相続が可能です。

建設業界でも、従業員の高齢化が深刻化する前に会社存続に向けた取り組みとしてM&Aの需要が高まっているようです。これまでは合併後、消滅会社が持っていた建設業許可は無くなってしまいましたが、2020年10月からは建設業許可についても認可申請をすることで譲渡、譲受け、合併、分割、相続ができ空白期間無く許可を継続することができるようになりました。合併などの認可を受けるには行政に対して事前相談が必要になります。ご検討の際には早めにご相談下さい。



# ★運送業★ 運送業の働き方改革

2018年6月に、働き方改革関連法が成立し、2019年4月から改正労働基準法が運送業も含めた全産業を対象に施行されています。今後の法改正に向けて早めに対応しましょう。

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
労働基準法	時間外労働の上限規制(年720時間)の適用【一般則】	4月1日から適用 (大企業)	4月1日から適用 (中小企業)					
	時間外労働の上限規制(年960時間)の適用【自動車運転業務】	自動車運転業務については、改正法施行後5年後の特例適用までの間、過労死等の防止の観点から、改善基準告示の総拘束時間等の改善について速やかに検討を開始する(衆議院・参議院の附帯決議より)						4月1日から適用
	月60時間超の時間外割増賃金率引上(25%→50%)の中小企業への適用					4月1日から適用		
	年休5日取得義務化	4月1日から適用						

先に一般事務員さん達はスタートしている時間外労働の上限規制。トラックドライバーについては2024年4月から罰則付きの時間外労働の上限規制が導入されるため、長時間労働になりがちなドライバーさんに対しては早めの取り組みが必要です。

トラックドライバーの時間外労働の上限規制導入まであと3年！しかし“歩合で走ってナンボ、割増賃金頼りに稼ぐなどのドライバーさん”に対して、時間を削減すると賃金が減ってしまいます。実質ベースアップも必要になります。生産性向上といっても運転業務に限界あり！荷主さんとの上手な交渉…でもこんなご時世。早めに計画を立てて動き出しましょう。

## 月60時間超の時間外労働の割増賃金率の引上げ（25%→50%）

2023年4月から、中小企業においても月60時間超の時間外労働への割増賃金率が50%となります。なお、月60時間までの時間外労働への割増賃金率は25%です。ここでも賃金が上がってしまう要素がありますね。思い切って、2023年の適用前までに長時間労働削減しておきたいところですね！

この働き方改革を受けて、わたしたちに一番身近な**改善基準告示の改正**も決まっています。2022年12月までに改善基準告示の改正が行われ、2024年4月改正改善基準告示が施行されます！時間外労働の上限規制にあわせて、施行を行う改善基準告示ですが、いま改善基準告示に定める時間や日数をオーバーしている場合は早めに対応していきましょう！どのような改正が行われるかはまた発表され次第お伝えしていきます！

運送業が働き方改革を進めると、ドライバーにとって魅力が薄れるという方もいらっしゃいます。しかし時代の流れ、法改正は必須です。今までのいくらでも走るスタイルから、誰でも走れるスタイルへ変えていくことが必要になりますね。人の確保とあわせて進めたいところです。“**運転者職場環境良好度認証制度**”もあわせて取り組んでいきましょう(^\_^)

激動の一年を本年もどうぞ宜しく御願い申し上げます！

# ★産廃業★

～産廃業界のゆく年くる年 2020～2021～

## ■ 2020 年の産廃業界振りかえり

2020 年は、2019 年に続き 2018 年大改正の改善施策が施行され、H29 年廃掃法改正の中でも最も長く移行期間を設けた電子マニフェストの使用義務化が 4 月に施行となりました。今回の施行により、食品廃棄物の不正処理事件に端を発した H29 廃掃法大改正の 5 大改正点全てが実施となりました。現時点ではまだ多量排出者限定となっている電子マニフェスト使用義務も、今後は排出事業者全てが対象になっていく流れになると思われます。



## ■ 2020 年の産廃業界を大予想 ～やっぱり今年もプラスチック規制！！～

### ○バーゼル法改正でプラスチックの輸出入規制が強化

バーゼル法の省令改正により、2021 年 1 月以降リサイクルに適さない汚れた廃プラスチックの輸出入が規制対象に追加されることが発表されました。これを受け、今後さらに使用済みプラスチックの国内での適正なりサイクルが求められることになりそうです。

プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準

附属書の内容		主な改正内容
附属書Ⅱ (条約対象)	条約の対象となる「他の廃棄物」のリスト	附属書ⅧとⅨを除くプラスチックごみを追加
附属書Ⅷ (条約対象)	条約の対象となる「有害な廃棄物」のリスト	廃棄の経路や化学的性質などから有害な特性を示すプラスチックごみを有害廃棄物としてリストに追加
附属書Ⅸ (条約非対象)	条約の対象としない廃棄物を例示するリスト	<u>リサイクルに適したきれいなプラスチックごみの範囲をより明確化</u>

= 規制対象外

### ～木くず・がれきの処理もひっ迫～

空家法の施行から 5 年が経過し、解体廃棄物も国内に溢れかえっています。木くずやがれきの処理施設も逼迫しており、処分先に苦慮しているという話をよく伺います。上記のような規制強化は廃プラに留まらず、他品目でも発生国内での処理が原則化されていく可能性があり、今後ますます処理業のニーズが高まってきます。自社の土場で、または新規の土地を取得し木くず破碎後チップとして売却、がれき破碎後、路盤材として売却したい・・・などをお考えの場合、その土地によって必要となる要件や基準が異なります。住民説明会を同意が得られるまで行わなくてははいけなかったり、様々な審査会等を経て 3 年かかりの許可になるケースも・・・。そもそも要件を満たさず、土地を購入したはいいものの、その場所で産業廃棄物処理業が行えないことも。「うちの土場でできるかなあ?」「この土地、買い時だけどこでできる?」などまずはご相談ください。本年も「適正処理・適正把握」で、よりよい 1 年にして行きましょう(^\_^)



## ★その他★

### ☆本格的に始動！登録支援機関☆

昨年はおかげさまで数多く在留資格申請等のお手伝いをさせて頂きました。振り返ると牟田事務所が登録支援機関に登録されて以降、なかなか機会のなかった在留資格「特定技能1号」への切り換えのお手伝いをすることもでき登録支援機関としての第1歩を踏み出すことができた1年だったと思います。今後も少子高齢化が進み、あらゆる業種で人材不足が深刻化する中、外国人労働者の需要はますます高まっていくものと思います。今年も、多くのお客様に外国人労働者の魅力をお伝えするとともに、受入れるためのバックアップを図っていければと思っております今年も1年どうぞ、よろしくお願い致します。

### 在留資格「特定技能」ってどんな在留資格？

日本国内で人材不足が顕著な業種の労働力を確保するための**就労ビザ**で「特定技能1号」と「特定技能2号」の2種類があり、受入れできる業種は14業種です。

- 特定技能1号の業種  
建設業、飲食業、介護、宿泊など、全部で14業種が対象
  
- 特定技能2号の業種  
建設業、造船・船用工業の2業種のみ



### ☆技能実習生と特定技能の違い☆

	技能実習	特定技能
目的・趣旨	技術を身に付け母国で活躍してもらおう。	労働力
在留期間	技能の習得に応じ在留期間が1年間～5年間	1号で5年間 2号では制限が無い(家族も帯同できます。)
技能力と日本語力について	特定技能として働くためには技能実習2号以上を終了しているか、「技能」と「日本語」の試験に合格する必要があります。特定技能外国人は一定の技能があり、日本語を話せる人材です。	



2020年は新型コロナウイルス感染症の影響により、日本に来るはずだった外国人労働者の方々が足止めをくらってしまいました。2021年こそ変革の年！ぜひ牟田事務所にご相談ください。お待ちしております。